

新規事業創出を支援します

紀陽イノベーション サポートプログラム

「大学等の研究機関との共同研究や企業連携による新規事業展開」や「生産性向上に資する新たなサービスの創出（社会課題の解決に貢献する事業等）」に取り組む法人・個人の方をサポートします。

新技術・新サービスによる
新規事業の創出を目指
す取組みを支援します。

専門家等と事業ステー
ジに応じた適切な支援
メニューを提供します。

事業化の進捗状況・成果に
応じて奨励金を支給します。
【最大200万円】

紀陽銀行の各支店窓口、または下記事務局（営業支援部コンサルティング営業室）までお問い合わせください。

Tel.072-221-1263

●受付時間/9:00～17:00
（銀行窓口休業日を除きます）

2019年10月現在



銀行をこえる銀行へ

紀陽銀行

紀陽イノベーションサポートプログラム 概要

ご利用いただける方

原則、当行営業エリア（和歌山県、大阪府、奈良県）内に本社もしくは事業所を置き、次のいずれかを満たす法人または個人※¹⁾。

- ①創業後まもない企業やベンチャー企業※¹⁾、新技術・新サービスによる新規事業の創出を目指す事業者※²⁾。
- ②「大学など外部研究機関との共同研究※³⁾や企業連携による事業の創出」または「生産性向上に資する新たなサービスの創出（社会課題の解決に貢献する事業等）」に取り組んでいる（または取り組む予定の）事業者。

※¹ 大学等の研究機関に属し、研究テーマ等の事業化を目指している研究者を含みます。但し、2020年1月までに法人を設立していることが必要となります。

※² 過去の本事業に採択されており、現在サポートを受けている事業テーマを有する企業は、原則応募いただけません。

※³ 共同研究にかかる契約を締結している、または締結する予定であることが必要となります。

ご利用いただけるテーマ

外部研究機関との共同研究や企業連携または独自のビジネスシーズを通じて、3年を目処に新技術・新サービスによる新規事業としての製品・サービスの提供開始を目指す取組み。

※過去に申請のあったテーマと同一のテーマは原則対象外とします。

応募方法

新技術・新サービス開発の主体となる事業者様に新規事業創出テーマについて応募いただきます。

当行所定の応募申請書に必要事項を記入し、必要書類を添付のうえ、下記事務局あてに書留郵便にて郵送してください。

◆申請書は紀陽銀行のホームページhttp://www.kiyobank.co.jp/business/various_info/business_help.htmlよりダウンロードしてください。

＜申込書送付先＞

〒590-0952 大阪府堺市堺区市之町東1丁1番10号（紀陽堺ビル4階）

株式会社紀陽銀行 営業支援部コンサルティング営業室 ☎072-221-1263

応募締切

2019年11月18日（月） 必着

評価方法

応募いただきましたテーマについて、公的支援機関（中小企業基盤整備機構近畿本部等）や有識者など第三者機関を中心に構成する評価委員により評価いたします。

評価基準

「革新性」、「市場性」、「実現可能性」、「事業化に向けた体制」等、総合的に判断いたします。

支援内容

評価の結果、採択されたテーマに対して、事業化に向けた以下の支援を行います。

（1）サポートプログラムの策定

事業計画のブラッシュアップ及び、商品化・事業化に向けたサポートプログラム（支援計画）を策定します。

（2）事業ステージに応じた、適切なサポートの実施

事業化に向けた取組みの成果や課題に応じて、専門家等と協議しながら適切な支援メニューを実施し、新規事業としての製品・サービスの開発をサポートします。

（3）研究開発奨励金の支給（1テーマあたり、総額50～200万円）

採択時に、原則50万円を支給します。

採択以降、サポートプログラム実施期間中においては、年度ごとに進捗確認を行います。

原則、新規事業としての製品・サービスの提供を開始した年度、または採択後3年終了時点での成果の確認を行い、事業化に一定の進捗が見られた場合に、奨励金の追加支給の可否および支給額を判断します。

支援期間

採択された研究開発テーマ毎に、3年を目処といたします。

その他

本事業の詳細については、ホームページ上の「『紀陽イノベーションサポートプログラム』募集要領」をご参照ください。